

第64回定時総会議案報告（2023年度）

○ 報告事項

第1号議案 2023年度事業報告

第2号議案 2023年度収支会計報告

第3号議案 2023年度会計監査報告

※審議結果 第1、2、3号議案を一括審議し、原案通り承認されました

○ 決議事項

第4号議案 2024年度事業計画（案）

第5号議案 2024年度収支予算（案）

※審議結果 第4、5号議案の提案説明を行い、一括審議し原案通り承認され、（案）を削除

第6号議案 個人情報保護の基本方針の制定（案）

※議案の提案説明を行い、審議し原案通り承認され、（案）を削除

第7号議案 会則の改正（案）

（1）役員体制の変更・個人情報保護

（2）会費改定

※会則の改正（案） 第7号議案(1)、(2)の提案説明を行い審議し原案通り承認され、（案）を削除

第8号議案 任期満了に伴う次期会長の承認（案）

※議案の提案説明を行い、審議し原案通り承認され、（案）を削除

○ その他事項

任期満了に伴う次期役員・理事選任の報告

2024年度役員・理事一覧表

※新栗山会長の挨拶後、新役員・理事の報告をいたしました。

2024年5月17日（金）



神戸老眼大学会

定時総会の議案書資料について

神戸老眼大学会

○添付資料

- 第6号議案 個人情報保護の基本方針の制定(案)
- 第7号議案 会則の改正(案)
 - (1) 役員体制の変更・個人情報保護
 - (2) 会費改定
- 第8号議案 任期満了に伴う次期会長の承認 (案)

○下記の添付省略した報告・審議事項等の資料は定時総会で会員に配布済

- 報告事項
 - 第1号議案 2023年度事業報告
 - 第2号議案 2023年度収支会計報告
 - 第3号議案 2023年度会計監査報告書
- 決議事項
 - 第4号議案 2024年度事業計画 (案)
 - 第5号議案 2024年度収支予算 (案)
- その他事項
 - 任期満了に伴う次期役員・理事選任の報告
 - ・ 2024年度役員・理事一覧表

第6号議案

神戸老眼大学の個人情報保護の基本方針（案）

平成17年4月1日から個人情報保護に関する法律が全面施行されたのに伴い、神戸老眼大学（以下「本会」という）は個人情報の基本方針を定め、個人情報のより一層の保護に努めます。本会は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するため、その情報を安全に保管し、取り扱うよう運営に関係者に徹底していきます。

◆収集の制限

- 本会が個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う運営の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集します。
- 本会は、適法かつ公正な手段により、原則として本人から収集します。
- 本会は、思想、信条及び信教に関する個人情報などは、原則として収集しません。

◆適正な維持管理

- 本会は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんを防止します。
- 本会は、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ速やかに廃棄又は消去します。

◆目的外利用・提供の制限

- 本会は、原則として収集した個人情報は、個人情報の目的のためにのみ利用し、本会以外のものに提供したりしません。

◆開示・訂正・利用停止の請求

- 会員は、本会が保有している自己の個人情報の開示・訂正・利用停止の請求をすることが出来ます。

個人情報の取扱い窓口

神戸老眼大学

〒651-2277 神戸市中央区吾妻通4-1-6

Tel・Fax 078-251-5586 E-mail: rougan.dgk@gmail.com

2024年4月1日制定

(1) 役員体制の変更他(案)

① 区役員体制の変更

区役員の高齢化、役員不足、会員の減少等で現行の体制変更を見直す時期にきており、2023年度に、9区を3ブロック制にして役員等の相互支援により業務をこなす目的で、神戸老眼大学の通達より実施してきましたが、体制の有効性が確認できましたので会則の改正主旨を下記により条文の修正提案をしています。

記

●ブロック制の体制

- (1)3区を統合し、1ブロックの定数を9名とする(現行12名)
- (2)役職は、ブロック単位にブロック長 1名選出(代表理事、理事から選出)
- (3)ブロック制区の体制は現行通りで、ブロック長の新設と定数を変更する

ブロック名	神戸東B	神戸中B	神戸西B
担当区	東灘、灘、中央	兵庫、北、長田	須磨、垂水、西
定数	9名	9名	9名
組織	ブロック長・・・ブロックの代表理事から1名選出 定数 3名		
	区の役員定数を4名から3名に変更する		
	区の体制は変更しない(代表理事1名、理事2名)		
任期	2年		
業務	・ブロック長は、本部役員と兼務し、本部役員会への出席、施策の進言 意見等の具申並びに本部業務の支援をする。		
	・ブロック内会費徴収、会員管理(加入、退会、名簿管理)、その他		
	・神戸市老眼大学受付業務(ブロック内の相互運用)、各種行事参加		
	・定例役員会等の会議出席		

- 役員の選出は、必要とする区の理事が選出する。推薦は、所属区以外の会員も推薦できる。但し、会員の所属区は、居住区とし、委嘱は推薦区とする。
- ブロック制の体制に合わせて、この運用にかかわる旅行部、歴史散歩部等もこの体制に準拠する。
- 実施時期 会則改正承認後実施する。

②「個人情報保護の基本方針」の制定を受け会則の改正

平成17年4月1日に個人情報保護の法律が制定されましたが、当会では個人情報保護に関するルールがないため「個人情報保護の基本方針」で運用することで改正する。

第7号議案 会則の改正(案) (2) 会費改定

【神戸老眼大学会費改定のご提案】

昨年度(2023年度)までの収入(会員数)減に加えて、昨年度からの恒常的な支出(経費)の増加が重なったことにより、慢性的な「単年度赤字」が今後とも続く見込みになっています。このまま放置していますと(年会費を据え置く)繰越金を使い果たし、新年祝賀会や敬老記念・文化祭を始めとする各種行事の継続的開催が困難になることが心配されます。

そこで大学本部は、下表のとおり検討いたしました結果、2025年度からは年会費の増額(現状:3,500円→4,500円)をご提案いたします。諸物価高騰の中であってこのようなご提案を申し上げることは誠に忸怩たる思いがございます。

会員各位におかれましては大学の窮状をご理解いただき、何卒ご高配・ご承認いただきますようお願い申し上げます。

#	赤字要因費目の実状(2023年度まで)	2023年度までの取組・2024年度以降の改善策
1	<p><収入：会員数の推移></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年(R3)3月：724人 ・2022年(R4)3月：472人 ・2023年(R5)3月：480人 ・2024年(R6)3月：343人(4月末380人) ・2025年(R7)3月：380人(見込) <p style="text-align: center;">会員数の推移</p>	<p><新規入会者の獲得に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サークル部(15部)の活動風景をビデオ撮影し、老眼大学@文化ホールで放映した。 ・上記ビデオを大学ホームページ(HP)に掲載し、スマホ等で視聴できる環境を整えた ・サークル部の活動をさらに広範にご理解いただくため、上記HPを視聴するためのQRコードを大学が配布する資料等に掲載した ・大学への入会促進を図るため、「例会」への参加案内を老眼大学受講生に広げた ・上記一連の取組は'24年度以降も継続して進める
2	<p><定例役員会等の会議費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費の削減を試みるも結果的に当初予算を上回った 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の役員定数を4名から3名に変更した ・役員会の開催回数を低減し、会議費(交通費、部屋使用料)の削減を図る
3	<p><行事費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内状等の郵送費削減が進まず 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事で使用する会場を外部の施設からコミスタ体育館に変更し、会場使用料の低減を図った('23年度)।'24年度も引続き外部施設の使用を控える ・案内状の郵送を取止め、メール等での連絡により郵送費('24年10月に3割増の料金改定見込)の削減を図る(メールアドレス等の登録会員に対し、'25年度年会費の増額幅の圧縮を検討する)
4	<p><大学運営費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市の方針が'23年度から変更され、共益費および運営・交通費を大学が新たに負担することになった ・年会費の収納にコンビニ払込(外注費)を採用した 	<ul style="list-style-type: none"> ・当番日を6日/週から3日/週に半減させ、運営・交通費の負担額圧縮を図った ・コンビニ払込は会員による年会費納付の利便性が高められた上に、区・サークル担当者の年会費収納労務の軽減・省力化に大きく寄与した ・新たに生じる外注費は「区・サークル助成金」の削減によって捻出した
5	<p><「和顔」製作費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行回数：3回/年→2回/年('23年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数を1回/年とすることにより、編集・印刷費および郵送費を削減する ・大学HPへの掲載のほか、メールアドレス等の登録会員に対してはメール等での配信も検討する
6	<p><印刷費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクターを新規に導入するも('23年度)、配布資料(コピー)は期待したほど削減できず 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の出席者向けに配布する資料を事前にメール等で配信し、印刷費の削減を図る ・会議資料の配布は可能な限り取止める。会議はプロジェクターで投影した資料に基づいて説明・進行する
7	<p><繰越金の推移(単位：千円)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度：4,512 ・2021年度：3,507(前年度比▲1,007) ・2022年度：3,230(前年度比▲277) ・2023年度：2,417(前年度比▲813) 	<p><上記改善策による2024年度の見込繰越金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年度：1,654(千円)(前年度比▲763千円) <p><2025年度に年会費を4,500円(1,000円増)に改定した場合の見込繰越金(経費は'24年度と同額)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年度：2,034(千円)('24年度比380千円)

第7号議案

①神戸老眼大学会則改正(案) (ブロック長、個人情報保護・会費値上げ等の改正) 現改比較表(2024.5.17改正)

現 行	改 正 (案)
<p>(役員及び組織)</p> <p>第2条 本会は神戸市老眼大学に在学中の者及び修了者で本会の設立趣旨目的に賛同するもの、及び60歳以上の神戸市民で役員またはサークル部長が推薦したものを会員とする。</p> <p>事務室には本部を設け、事務局、企画部、広報部、経理部及び各区並びにサークル部に理事を置く。</p>	<p>(役員及び組織)</p> <p>第2条 本会は神戸市老眼大学に在学中の者及び修了者で本会の設立趣旨目的に賛同するもの、及び60歳以上の神戸市民で役員またはサークル部長が推薦したものを会員とする。</p> <p>事務室には本部を設け、事務局、企画部、広報部、経理部、婦人部及び3区を統合した単位のブロック、各区並びにサークル理事を置く。</p>
<p>(役員の構成)</p> <p>第5条 本会には、次の役員を置く。</p> <p>会長、副会長、事務局長、企画部長、広報部長、経理部長、婦人部長、監事、各部次長及び部員(以上を本部役員という)並びに各区理事及びサークル理事とする。</p>	<p>(役員の構成)</p> <p>第5条 本会には、次の役員を置く。</p> <p>会長、副会長、事務局長、企画部長、広報部長、経理部長、婦人部長、監事、各部次長及び部員(以上を本部役員という)並びにブロック長、各区理事及びサークル理事とする。</p>
<p>第7条 役員は、次により選出する。</p> <p>1. 会長は、改選前の役員会において、会員の中から推薦し、総会の承認を受ける。</p> <p>2. 副会長及び事務局長以下の本部役員は、会長が推薦し、役員会において承認を求めて決定し、総会に報告する。</p> <p>3. 理事は区理事及びサークル理事とする。</p> <p>(1)区理事は、各区会員の中から推薦により選出し、選任された区理事の推薦により代表理事を決定し、役員会において承認を求め、総会に報告する。</p> <p>(2)サークル理事は、サークル部員の中から推薦により理事を選任し、選任された理事の推薦により代表サークル理事を決定し、役員会において承認を求め、総会に報告する。</p> <p>4. 理事の定数は、各区理事及びサークル理事ともに4名以内とする。</p> <p>ただし、会長の承認を得て増減することができる。</p> <p>5. 同左</p>	<p>第7条 役員は、次により選出する。</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 理事は、ブロック長及び区理事並びにサークル理事とする。</p> <p>(1)区理事は、各区会員の中から推薦により選出し、選任された区理事の推薦により代表理事を決定し、役員会において承認を求め、総会に報告する。</p> <p>なお、区理事の選出は、自区、他区にかかわらず選出できる。</p> <p>(2)サークル理事は、サークル部員の中から推薦により理事を選任し、選任された理事の推薦により代表サークル理事を決定し、役員会において承認を求め、総会に報告する。</p> <p>(3) ブロック長は、3区の代表理事の互選により1名を決定し、定数は3名とする。</p> <p>ブロックの名称及びブロックの所属区は以下のとおりとする</p> <p>神戸東ブロック:東灘区、灘区、中央区</p> <p>神戸中ブロック:兵庫区、北区、長田区</p> <p>神戸西ブロック:須磨区、垂水区、西区</p> <p>ブロック理事は、各区の理事が兼務する</p> <p>4. 理事の定数は、各区理事及びサークル理事ともに3名以内とする。</p> <p>ただし、会長の承認を得て増減することができる。</p> <p>5. 同左</p>
<p>第9条(役員の職務)</p> <p>1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>3. 事務局長は、会長、副会長を補佐し、本会運営全般にわたり処理する。</p> <p>4. 企画部長は、事務局長を補佐し本会の運営にあたり立案及び役員会の決議に基づき諸事務に従事し、総会で決議した事項を処理する。</p> <p>5. 広報部長は、事務局長を補佐し、機関紙及び会員名簿の編集並びにその他の広報業務を処理する。各サークル部の行う事業の連絡調整にあたる。</p> <p>6. 経理部長は、事務局長を補佐し、本会の会計事務を処理する。</p>	<p>第9条(役員の職務)</p> <p>1項から9項まで 同左</p>

第7号議案

①神戸老眼大学会会則改正(案) (ブロック長、個人情報保護・会費値上げ等の改正) 現改比較表(2024.5.17改正)

現 行	改 正 (案)
<p>7. 婦人部長は、事務局長を補佐し、女性会員の意見を集約して、本会の運営に協力する。</p> <p>8. 監事は、総べての監査にあたる。</p> <p>9. 各部次長及び部員は、部長の指示を受け本会の運営に協力する。部長に事故ある時は、次長がその職務を代行する。</p> <p>10. 区理事は、自区会員を把握し、入会、退会などの事務を処理し、本会の必要事項等を本部に報告し、本会の運営にあたる。</p> <p>11. サークル理事は、各項により本会の運営にあたる。 (1) サークル理事は、区理事と同等の役員として、区理事と協同で本会の運営にあたる。 (2) 各サークル部を把握して、サークル活動の発展のため本部に協力をする。 (3) 各種行事等は、本部及び区理事と協力して活動をする。</p> <p>12. 部外団体・企業等から業務を依頼された場合は、本会及び役員等で業務運営にあたる。</p>	<p>10項を11項とし、10項、11項を下記に改める。</p> <p>10. <u>ブロック長は、本部役員と兼務し。本部役員会への出席、施策の提言、意見等具申並びに本部業務の支援を行う。</u></p> <p>11. <u>区理事、ブロック理事は、自区会員及びブロック内会員を把握し、入会、退会などの事務を処理し、本会の必要事項等を本部に報告し、本会の運営にあたる。</u></p> <p>12. 11項を12項に変更し条文は同左</p> <p>13. 12項を13項に変更し条文は同左</p>
<p>(通常会費)</p> <p>第20条 通常会費の徴収は、次による。</p> <p>1. 通常会費(通信費を含む)は、年額3,500円とし、3月31日までに前納することを原則とする。</p> <p>2. 在籍3年以上の会員が当該年度中に、満90歳に達した時は、以後の会費を免除する。</p> <p>3. 既納した会費は、返納しない。</p>	<p>(通常会費)</p> <p>第20条 通常会費の徴収は、次による。</p> <p>1. 通常会費(通信費を含む)は、年額4,500円とし、3月31日までに前納することを原則とする。</p> <p>2. 在籍3年以上の会員が当該年度中に、満90歳に達した時は、以後の会費を免除する。</p> <p>3. 既納した会費は、返納しない。</p>
<p>(会員への通知)</p> <p>第22条 会員への連絡は、会費からはがき等を購入し通知する。</p>	<p>(会員への通知)</p> <p>第22条 会員への連絡は、はがき又は封書並びにはがき等に変わる代替手段により通知する。</p>
<p>第8章その他 を「第9章 その他」に改める</p> <p>第25条以降を改める</p>	<p>「第8章その他」を「第8章 個人情報保護の取扱い」に改める</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第25条 1. 個人情報保護の取扱いは、別に定める「個人情報保護の基本方針」に基づき遵守し運営をする。</p> <p>2. 個人情報保護の方針は、役員会の決議を経て改正することが出来る。</p>
<p>(創立)</p> <p>第25条 本会は、昭和36年10月6日に発足した。</p> <p>(会則の改正)</p> <p>第26条 本会の会則は、会長が役員会に諮り、総会の決議を経て改正することが出来る</p> <p>(細則)</p> <p>第27条 本会の細則は、役員会の決議を経て別に定める。</p>	<p>第9章 その他</p> <p>(創立)</p> <p>第26条 本会は、昭和36年10月6日に発足した。</p> <p>(会則の改正)</p> <p>第27条 本会の会則は、会長が役員会に諮り、総会の決議を経て改正することが出来る</p> <p>(細則)</p> <p>第28条 本会の細則は、役員会の決議を経て別に定める。</p>
<p>付則 この改正は、令和3年11月16日に改正し、同年12月1日から適用する。</p>	<p>付則 この改正は、令和6年5月17日に改正適用する。 但し、第20条の会費改定の適用は、2025年1月からの2025年度分会費徴収から適用する(2025年3月31日までの入会者は従前の2024年度会費3,500円を適用する)</p>

第7号議案

② 神戸老眼大学会細則改正 現改比較表

現 行	改 正 (案)
第8条 会計監査は、9月末と3月末の決算に基づき、年2回行う。	第8条 会計監査は、9月末と3月末の決算に基づき、年2回行う。 <u>但し、会計監査状況が良好な場合は、監事の判断により9月末監査は省略できる。</u>
第9条 年の途中入会者の普通会費(通信費を含む)の徴収額は、次による。 4月1日から9月30日までの入会者 3,500円 10月1日から3月31日までの入会者 2,300円	第9条 年の途中入会者の普通会費(通信費を含む)の徴収額は、次による。 4月1日から9月30日までの入会者 <u>4,500円</u> 10月1日から3月31日までの入会者 <u>3,000円</u>
この改正は、令和3年11月16日に改正し、同年12月1日から適用する。	付則 この改正は、令和6年5月17日に改正し適用する。 但し、第9条の会費値上げの適用は、2025年1月からの2025年度分会費徴収から適用する

第8号議案

任期満了に伴う次期会長の承認について（案）

令和6年4月5日の定例役員会で次期会長を役員・理事の中から下記の候補者が推薦、承認されましたので、御承認方お願いします。

次期会長候補者

くり やま まさ かず
栗 山 政 一

略歴：前・本部役員 副会長兼事務局長